第７２号議案　佐世保市税条例の一部を改正する条例制定の件

１　改正の主旨

（１）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者等に対し、必要な税制上の措置を実施するため、令和２年４月３０日付で公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

〇地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）　公布日：令和２年４月３０日　施行日：公布の日

（２）令和２年３月３１日付で公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

〇地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）　公布日：令和２年３月３１日　施行日：令和２年４月１日

２　改正の内容

（１）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

① イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応について

② 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予制度の特例申請書等に不備があった場合の訂正等に係る期間について

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税の特例措置の拡充について

④ 自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限の６月延長について

（２）地方税法等の一部改正に伴うもの

① 地方税法の改正に伴う市民税に係る引用条項の変更について

② 固定資産税等における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化について

③ 固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合の変更について

④ 地方税法の改正に伴う固定資産税等に係る引用条項の変更について

⑤ 市たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについて

３　改正の詳細

（１）　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

①　イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応について

（対象条項）

佐世保市税条例第１８条の３

（内容）

地方税法附則第６０条第３項において条例に委任している事項の細目を定めるものです。

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とするものです。

税額控除割合：　県民税　４％、市民税　６％

※本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

（根拠法令）

地方税法附則第６０条第３項

（施行期日）

令和３年１月１日

イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

対応方針

○ 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※（合計最大10%）

※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%

○ 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

【参考】 現行の個人住民税における寄附金控除の対象（ふるさと納税を除く）

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 （公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの）		○	都道府県・市区町村が条例で指定※すれば ○
特定公益増進法人に対する寄附金 （独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等）		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 （平成23年度改正前は国税庁長官が認定）	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

② 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予制度の特例申請書等に不備があった場合の訂正等に係る期間について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第１１２項

（内容）

地方税法附則第５９条第３項において準用する同法第１５条の２第８項で条例に委任している事項の細目を定めるものです。

徴収猶予の申請書や添付書類に不備があった場合の訂正等の期間については、条例により２０日と規定していますが、これを新型コロナウイルス感染症にかかる徴収猶予についても準用するものです。

（根拠法令）

地方税法附則第５９条第３項、地方税法第１５条の２第８項

（施行期日）

公布の日

徴収の猶予制度の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現　状（財産の損失が生じていない場合（注））	特　例
○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。	○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞金は軽減（年1．6%）。	○ 延滞金は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税の特例措置の拡充について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第１１１項

（内容）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた事業用家屋と構築物を固定資産税の課税標準の特例適用対象に追加するとともに、その特例割合を定めるものです。

特例対象：　中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた設備投資

現行　機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備

追加　事業用家屋及び構築物

特例割合：　零

適用年度：　令和３年度課税分から適用

（新たに課税される年度から３年度分に限る。）

（根拠法令）

地方税法附則第６２条

（施行期日）

公布の日

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充する。

今回の拡充による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度

○ 以下の設備投資が対象。

- 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。

※旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1%以上向上する一定のもの。

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性革命・集中投資期間（平成30年度～令和2年度）に限定。

制度改正後

○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。

- 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
- 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長予定。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1／2以下で市町村の条例で定める割合。

④　自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限の６月延長について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第９３項

（内容）

令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した一定の自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を１％軽減する特例措置について、その適用期限を６月延長し、令和３年３月３１日までに取得したものを対象とするものです。

（根拠法令）

地方税法附則第２９条の８の２

（施行期日）

公布の日

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

現行制度

対　象　令和元年10月１日から令和2年９月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容　自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※　環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※　免税点は50万円（中古車については、全体の約９割が非課税）。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

制度改正後

○　自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

○　この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。

（２） 地方税法等の一部改正に伴うもの

① 地方税法の改正に伴う市民税に係る引用条項の変更について

（対象条項）

佐世保市税条例第１６条第２項第１号ホ

（内容）

佐世保市税条例第１６条第２項第１号ホにおいて引用している法律の条項を改めるものです。

現　行：法第２９２条第１項第４号の５

↓

改正後：法第２９２条第１項第４号の２

（根拠法令）

地方税法第２９２条第１項

（施行期日）

令和４年４月１日

② 固定資産税等における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化について

（対象条項）

佐世保市税条例第１４条第１項第３号

佐世保市税条例第２５条の２

（内容）

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における、現に所有している者（相続人等）の申告の制度化に伴い、所要の改正を行うものです。

申告期限：　現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日まで

適用年度：　令和３年度課税分から適用

（根拠法令）

地方税法第３８４条の３

地方税法第３８６条

（施行期日）

公布の日

③　固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合の変更について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第８６項

（内容）

「地域決定型地方税制特例措置（通称:わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改めるものです。

特例対象：令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得した特定再生可能エネルギー発電設備

（特定水力発電設備で一定規模以上のもの）

特例割合：現行２／３　→　参酌率３／４　→　条例３／４

適用年度：令和３年度課税分から適用

（新たに課税される年度から３年度分に限る。）

（根拠法令）

地方税法附則第１５条第３０項第２号のハ

（施行期日）

公布の日

④ 地方税法の改正に伴う固定資産税等に係る引用条項の変更について

（対象条項）

佐世保市税条例第２３条、２５条、２６条

佐世保市税条例附則第５４項、５８項、６３項、６４項、６９項～７３項、７６項～８０項、８６項～９２項

佐世保市税条例附則第５６項、第７５項（本２項については削除）

（内容）

地方税法の改正による条項の削除、項ずれによるものです。

（根拠法令）

地方税法第３４３条第２項、第４項～第１０項、第３４９条の３第２７項～第２９項

地方税法附則第１５条第２６項～第２８項、第３０項、第３４項、第３８項、第３９項、第４１項、

第１５条第２項第５号

（施行期日）

公布の日

令和2年度　地方税法改正に伴う条項ずれ等早見表

【条項ずれ】

佐世保市税条例	内容	旧対象	新対象
第23条	固定資産税の納税義務者	法第343条第4項から第9項	法第343条第4項から第10項
第25条	固定資産のみなす所有者がすべき申告書	法第343条第2項後段、第4項から第7項	法第343条第2項後段、第4項から第8項
第26条	仮換地又は仮使用地に係る報告	法第343条第6項	法第343条第7項

佐世保市税条例附則	内容	旧対象	新対象
第54項	公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設に係る特例措置	法附則第15条第2項第6号	法附則第15条第2項第5号
第58項	地下街等の浸水防止用設備に係る特例措置	法附則第15条第38項	法附則第15条第34項
第63項	津波防災に関する避難家屋に係る特例措置	法附則第15条第30項	法附則第15条第27項
第64項	津波避難の用に供する償却資産に係る特例措置	法附則第15条第31項	法附則第15条第28項
第69項	津波対策の用に供する償却資産に係る特例措置	法附則第15条第29項	法附則第15条第26項
第70項～第73項	特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	法附則第15条第33項	法附則第15条第30項
第76項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る特例措置	法第349条の3第28項	法第349条の3第27項
第77項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る特例措置	法第349条の3第29項	法第349条の3第28項
第78項	事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産に係る特例措置	法第349条の3第30項	法第349条の3第29項
第79項	企業主導型保育事業用に係る特例措置	法附則第15条第44項	法附則第15条第38項
第80項	緑地保全・緑化推進法人の市民緑地に係る特例措置	法附則第15条第45項	法附則第15条第39項
第86項～第91項	特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	法附則第15条第33項	法附則第15条第30項
第92項	生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置	法附則第15条第47項	法附則第15条第41項

【削除】

佐世保市税条例附則	内容
第56項	大気汚染防止法指定物質排出抑制施設に係る特例措置
第75項	認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る特例措置

⑤　市たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについて

（対象条項）

佐世保市税条例第５１条の３第２項、第４項

佐世保市税条例第５１条の５第２項～第４項

佐世保市税条例第５１条の７

（内容）

１本当たり１グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式（重量比例課税）について、令和２年１０月１日から段階的に本数課税方式への見直しを行うものです。

令和２年１０月１日：　１本あたり０．７ｇ未満の葉巻たばこを０．７本の紙巻たばこに換算

令和３年１０月１日：　１本あたり１ｇ未満の葉巻たばこを１本の紙巻たばこに換算

（根拠法令）

地方税法第４６７条第２項

地方税法第４６９条

地方税法第４７３条

地方税法施行令第５３条の２第１項

（施行期日）

令和２年１０月１日

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

○　道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

1．課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定する（本数課税方式への見直し）。

区分＼課税方式		現　行	見直し案
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

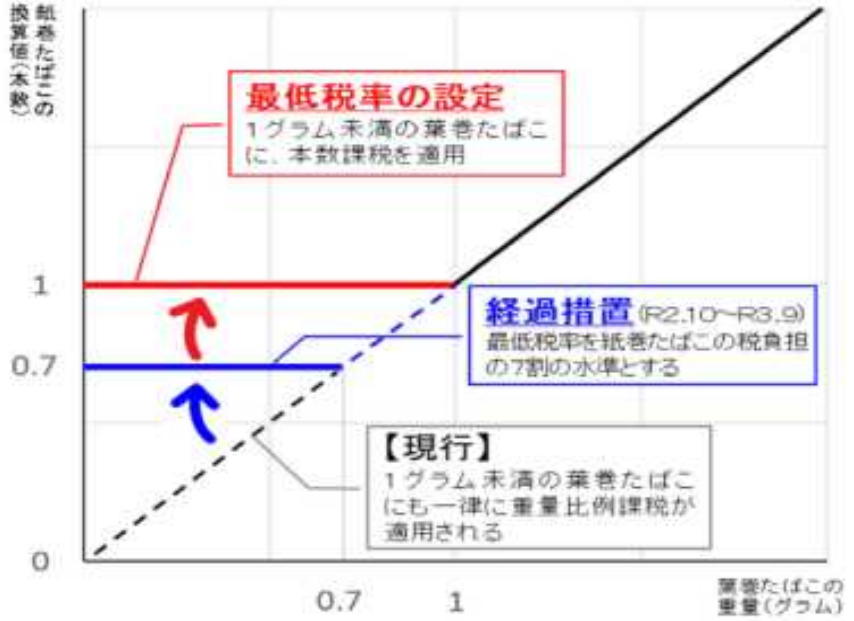

2．段階的見直し －実施時期・経過措置－

令和2年10月から実施する。ただし、令和3年9月までの1年間について※一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。

※　経過措置期間中は、「0．7グラム未満の葉巻たばこ」を「0．7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。

（参考）地方のたばこ税の見直しの全体像

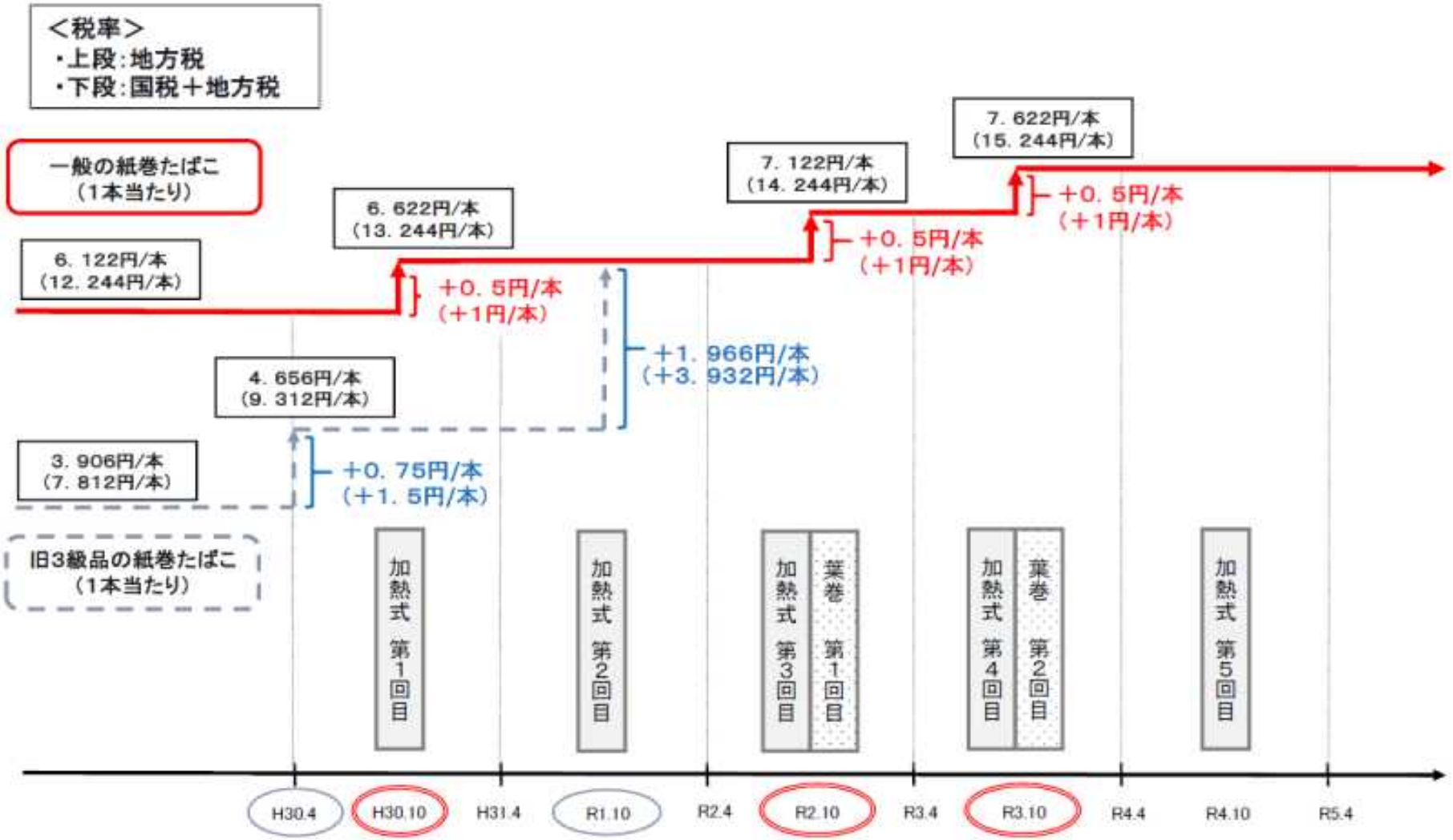

※1　平成31年4月に予定されていた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ（平成27年度税制改正）を、令和元年10月実施に延期する。
※2　加熱式たばこの経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1／5ずつ増やしていく。
※3　軽量な葉巻たばこの課税標準について、紙巻たばこと同等の税負担とするため、2回に分けて段階的に見直しを実施する。